

1 監視員・指導員配置状況

(1) 監視員数

(令和5年4月1日現在)

	資 格 要 否	有 効 期 間	医 薬 食 品 ・ 衛 生 課	循 環 社 会 推 進 課	福 井 健 康 福 祉 セ ン タ ー	坂 井 健 康 福 祉 セ ン タ ー	奥 越 健 康 福 祉 セ ン タ ー	丹 南 健 康 福 祉 セ ン タ ー	二 州 健 康 福 祉 セ ン タ ー	若 狭 健 康 福 祉 セ ン タ ー	衛 生 環 境 研 究 セ ン タ ー	合 計
薬事監視員	○	3年	7	0	8	5	5	11	6	6	0	48
毒物劇物監視員	○	3年	7	0	6	5	5	11	6	6	0	46
あへん監視員	○	3年	7	0	3	1	1	1	1	1	0	15
覚醒剤監視員	○	3年	7	0	5	1	1	6	1	1	0	22
麻薬及び向精神薬取締法第50条の38職員	—	3年	7	0	5	4	2	8	4	4	0	34
大麻取締法第21条職員	—	3年	7	0	3	1	1	1	1	1	0	15
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第23条の職員	—	3年	7	0	3	1	1	1	1	1	0	15
環境衛生監視員	○	3年	7	3	7	8	7	9	13	8	14	76
食品衛生監視員	○	3年	7	0	6	6	6	12	8	7	12	64
食品衛生条例監視員	—	1年	7	0	8	7	9	11	13	6	0	61
と畜検査員	○	3年	3	0	1	1	1	1	1	1	0	9
温泉監視員	—	3年	8	0	9	10	8	7	6	8	0	56
水道法検査員	—	3年	9	0	9	10	8	10	6	8	14	74
狂犬病予防員	○	3年	3	0	1	1	1	1	1	1	1	10
狂犬病予防技術員	—	3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県動物条例第10条犬収容職員	—	3年	8	0	9	7	7	10	9	7	0	57
県動物条例第16条立入検査職員	—	3年	8	0	7	7	7	7	7	7	0	50
動愛法第24条動物取扱業立入検査職員	—	3年	8	0	7	7	7	7	6	7	0	49
動愛法第25条飼養保管状況立入検査職員	—	3年	8	0	7	7	7	7	6	7	0	49
動愛法第33条特定動物立入検査職員	—	3年	8	0	7	7	7	7	6	7	0	49
適正化検査員	—	3年	12	0	9	7	8	10	6	7	0	59
家庭用品衛生監視員	○	3年	7	0	8	7	7	10	6	8	0	53
浄化槽立入検査員	—	3年	8	0	9	8	8	10	6	8	0	57
浄化槽保守点検業者登録条例立入検査員	—	3年	8	0	9	8	8	10	6	8	0	57
食鳥検査員	○	3年	3	0	2	1	1	1	1	1	1	11
食鳥立入検査職員	○	3年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
住宅宿泊事業法立入検査職員	—	3年	8	0	9	8	8	10	6	8	0	57
輸出促進法53条立入検査職員	—	3年	6	0	6	6	8	7	6	0	0	39

(2) 指導員数

(令和5年4月1日現在)

		資 要 格 否	福 井 健康福祉 センター	坂 井 健康福祉 センター	奥 越 健康福祉 センター	丹 南 健康福祉 センター	二 州 健康福祉 センター	若 狭 健康福祉 センター	生活衛生 営業指導 センター	合 計
食品衛生協会	食 品 衛 生 員 指 導 員	—	6	43	26	59	40	31	—	205
生活衛生 営業指導 センター	経 営 指 導 員	○	—	—	—	—	—	—	3	3
	事 務 職 員	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	経 営 特 別 員 相 談 員	○	—	—	—	—	—	—	39	39

2 動物愛護管理関係保有施設

(令和5年4月1日現在)

区 分	内 容	備 考
施 設	動物愛護管理施設 2箇所	動物愛護センター本所 1箇所 動物愛護センター嶺南支所 (二州健康福祉センター内) 1箇所
	狂犬病予防法に基づく 犬抑留施設 6箇所	福井健康福祉センター 1箇所 坂井健康福祉センター 1箇所 奥越健康福祉センター 1箇所 丹南健康福祉センター 1箇所 二州健康福祉センター 1箇所 若狭健康福祉センター 1箇所
	動物管理所 (焼却施設) 1箇所	二州健康福祉センター